

建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく許可に関する包括同意基準

〔 福島県建築審査会 〕
〔 平成22年12月22日 〕
改正 平成25年7月30日
改正 令和 4年1月31日

建築基準法第44条第1項ただし書の規定に基づく同項第2号の規定による許可の申請がなされ、その建築物が下記に該当する場合、知事は個別に審査会に諮問することなく許可できるものとする。

知事は、この基準により許可した年度毎の件数について、次年度当初の建築審査会において報告するものとする。

記

第1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち、以下の要件に適合するバス停留所の待合所、バス、タクシー、その他の乗用車乗降場又は歩行者用通路の上屋。

- (1) 建築物が車道に突き出さないこと。
- (2) 歩道の通行に支障がない構造であること。
- (3) 主要構造部は、不燃材料であること。ただし、駅前広場等で周囲に十分な空地があり通常の火災により延焼するおそれがない場合は、この限りでない。
- (4) 道路管理者、警察署長及び消防長（以下、「道路管理者等」という。）との協議がなされていること。

第2 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物のうち、以下の要件に適合する有料道路の料金徴収所。

- (1) 道路の通行に支障がない構造であること。
- (2) 道路管理者等との協議がなされていること。